

## 一般社団法人日本総合病院精神医学会 委員会設置規則施行細則

### (目的)

第1条 日本総合病院精神医学会委員会設置規則の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本細則に従うものとする。

### (委員会の事務)

第2条 専門医制度委員会の事務は、日本総合病院精神医学会事務局において行う。

### (設置委員会の名称)

第3条 理事会は、次の各号に定める委員会を設置する。

- 一 アルコール・アディクション対策委員会
- 二 医療従事者の健康支援委員会
- 三 医療政策委員会
- 四 会則委員会
- 五 学術交流委員会
- 六 がん対策委員会
- 七 黒澤賞選考委員会
- 八 広報委員会
- 九 災害対策委員会
- 十 自殺問題委員会
- 十一 児童・青年期委員会
- 十二 周産期メンタルヘルス委員会
- 十三 将来構想委員会
- 十四 女性医療者支援委員会
- 十五 身体科救急連携委員会
- 十六 診療報酬問題委員会
- 十七 推薦理事選考委員会
- 十八 精神保健指定医研修委員会
- 十九 専門医制度委員会
- 二十 臓器不全・移植関連委員会
- 二十一 地方会委員会
- 二十二 治療戦略検討委員会
- 二十三 電気けいれん療法委員会
- 二十四 認知症委員会
- 二十五 評議員選出委員会

- 二十六 編集委員会
- 二十七 無床総合病院精神科委員会
- 二十八 有床総合病院精神科委員会
- 二十九 リエゾン多職種委員会
- 三十 倫理委員会
- 三十一 若手委員会

(移行措置)

第4条 理事会及び理事長は、日本総合病院精神医学会委員会設置規則の施行前に設置した委員会について、当該委員会委員等の承諾があるとき、規則施行時に選任及び委嘱を行ったとみなすことができる。

(細則の改正)

第5条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

附則

第1条 本規則は、平成25年11月28日から施行する。

平成27年2月14日改定

平成27年5月9日改定

平成29年3月18日改定

令和3年1月31日改定

令和3年4月25日改定